

環境農林水産常任委員会会議録

令和7年4月25日

場 所 第4委員会室

令和7年4月25日(金曜日)

林業技術センター所長
木材利用技術
センター所長

松 永 雅 春
川 畑 昭 一

午前10時0分開会

審査・調査事項

○環境対策及び農林水産産業振興対策に関する
調査

農政水産部

農政水産部長
農政水産部次長
(総括)

児 玉 憲 明
原 田 大 志

県参事兼農政水産部次長
(技術担当)

柳 田 敬

畜産局長

林 田 宏 昭

農村振興局長

戸 高 久 吉

水産局長

西 府 稔 也

農政企画課長

梶 原 正 太 郎

団体指導検査課長

田 村 真 一

農業流通ブランド課長

押 川 裕 文

農業普及技術課長

吉 野 史 男

農産園芸課長

白 石 浩 司

畜産振興課長

鴨 田 和 広

家畜防疫対策課長

坂 元 和 樹

農村計画課長

井 上 周 二

農村整備課長

山 内 敏 雄

担い手農地対策課長

堀ノ内 修

水産政策課長

西 田 貴 亮

漁業管理課長

安 田 広 志

漁港漁場整備室長

宇治橋 正 行

工事検査監

永 野 浩 一

総合農業試験場長

下 田 透

畜産試験場長

水 野 和 幸

県立農業大学校長

戸 高 和 也

水産試験場長

大 村 英 二

出席委員(6人)

委 員 長 川 添 博
委 員 山 下 博 三
委 員 二 見 康 之
委 員 野 崎 幸 士
委 員 井 本 英 雄
委 員 前 屋 敷 恵 美

欠席委員(1人)

副 委 員 長 下 沖 篤 史

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長 長 倉 佐 知 子
環 境 森 林 部 次 長 塩 田 康 一
(総 括)
環 境 森 林 部 次 長 右 田 憲 史 郎
(技 術 担 当)
環 境 森 林 課 長 川 越 勉
再 造 林 推 進 室 長 鳥 原 賢 治
環 境 管 理 課 長 黒 木 誠
循 環 社 会 推 進 課 長 長 友 和 也
自 然 環 境 課 長 笹 山 寿 樹
森 林 経 営 課 長 宮 川 美 品
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長 永 田 誠 朗
み や ざ き ス ギ 川 本 芳 光
活 用 推 進 室 長
工 事 検 査 監 太 田 原 潤 一

事務局職員出席者

議 事 課 主 事 黒 木 燿 一 朗
議 事 課 主 任 主 事 前 鶴 彩 友

○川添委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会します。

今日は、下沖副委員長より欠席届の提出がございましたのでご了承ください。

まず、委員席の決定についてであります、現在、お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に本日の委員会の日程であります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に委員会の運営方法についてであります。執行部入替えの際は委員長会議確認事項のとおり10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時05分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私どもが環境農林水産常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の川添博でございます。

一言、御挨拶を申し上げます。

環境森林部所管の分野は、県の日本一再造林

プロジェクトをはじめ、カーボンニュートラル、そして、鳥獣被害等々、課題は山積であると承知しております。執行部と議会・委員会で両輪としてしっかり1年間取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様を紹介いたします。

私の隣が小林市・西諸県郡選出の下沖副委員長でございますが、本日、所用により欠席となっております。

次に向かって左側ですが、都城市選出の山下委員でございます。

都城市選出の二見委員でございます。

宮崎市選出の野崎委員でございます。

延岡市選出の井本委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に書記の紹介をいたします。

正書記の黒木主事でございます。

副書記の前鶴主任主事でございます。

次に部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○長倉環境森林部長 環境森林部では、先ほど委員長のお話にもありましたように、日本一挑戦プロジェクトのうち「グリーン成長プロジェクト」について再造林率日本一を目指して再造林対策のさらなる強化を図るとともに、脱炭素関連の取組についても庁内の関連する部局と連携して進めているところでございます。

川添委員長をはじめ委員の皆様方には、この1年間、様々な場面でお世話になることと存じます。引き続き御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

説明に先立ちまして、先般、都城市において確認されました死亡した野生イノシシの豚熱感染に伴う環境森林部の対応について御報告いたします。

今回、県内初の感染事例を受け、当部では直ちに市町村、県猟友会等へ情報提供を行うとともに県猟友会に対しまして、発見地点から半径10キロメートルの感染確認区域を中心とした県全域での野生イノシシの捕獲強化への協力をお願いいたしました。また、林業関係団体を通じ、林業従事者等に対しまして靴などに付着した土や泥の洗浄を徹底するなどの注意喚起文書を出したところでございます。

そのほか、県の対応等につきましては後ほど農政水産部から御報告があると思っておりますが、当部としましては野生イノシシの捕獲強化をはじめ農政水産部や関係機関等と連携を図りながら豚熱ウイルスの蔓延防止に万全を期してまいります。

それでは、委員会資料3ページをお願いいたします。

まず、環境森林部の幹部職員を御紹介いたします。

総括次長の塩田でございます。

技術担当次長の右田でございます。

環境森林課長の川越でございます。

再造林推進室長の鳥原でございます。

環境管理課長の黒木でございます。

循環社会推進課長の長友でございます。

自然環境課長の笹山でございます。

森林経営課長の宮川でございます。

山村・木材振興課長の永田でございます。
みやざきスギ活用推進室長の川本でございます。

工事検査課、工事検査監の太田原でございます。

林業技術センター所長の松永でございます。

木材利用技術センター所長の川畑でございます。

なお、課長補佐等につきましては名簿での紹介とさせていただきます。

次に4～5ページにかけて環境森林部の執行体制をお示ししております。

御覧のように環境森林部は6つの課と2つの課内室及び公共三部共管の2課で組織しております。

なお、公共三部共管のうち「盛土対策課」においては、規制区域内の危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」が5月に運用開始となりますので、これに的確に対応するため、今年度、新設した課であります。

盛土等の安全対策については、既存の森林法等による対応と併せて効果的に取り組む必要がありますので、関係課の間で情報共有を図りながら緊密に連携して推進してまいります。

また、右半分に記載しておりますが、関係する出先機関は19機関となっております。

6～8ページ、各課室の分掌事務を掲載しておりますので後ほど御覧ください。

次に9ページを御覧ください。

令和7年度環境森林部歳出予算であります。

令和7年度当初予算額Aの列の一番上の欄にありますように環境森林部の当初予算額は一般会計と特別会計を合わせまして224億9,722万2,000円であり、令和6年度当初予算額Bと比較して101.2%となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

環境森林部におけるグリーン成長プロジェクトの令和6年度の主な取組について御説明します。

1の産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」の構築につきましては、取組の後ろ盾となる「宮崎県再造林推進条例」

を昨年7月2日に公布・施行するとともに、同日に「宮崎県再造林推進決起大会」を開催し、林業関係者を中心に約500名の参加の下、「再造林推進宣言」を行うなど、機運醸成を図ったところではあります。

また、森林所有者からの再造林の相談対応や伐採箇所の情報共有、伐採者と造林者の連携に向けた調整などを担う「地域再造林推進ネットワーク」を県内8地域に設立するとともに若手林業者のアイデアを盛り込んだテレビCMや新聞・SNSによる広告など、様々な媒体を活用して再造林の重要性やネットワークの周知を行っております。

さらに、省力・低コスト再造林に対して、県と市町村が連携して補助金のかさ上げを行い、森林所有者負担の軽減等を図るとともに事業者の経営改善や作業員の待遇改善による担い手の確保のほか、県産材の需要拡大など、川上から川下まで総合的な取組を行いながら森林資源の循環利用を推進しております。

主な成果指標としまして、1つ目の再造林率につきましては、プロジェクト開始時点の73%に対しまして現況値は令和5年度実績の78%になっており、2つ目のネットワーク加入事業者数は目標の400事業者に対しまして令和6年度末時点で173事業者となっております。

2の脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現につきましては、企業の脱炭素経営を支援するため、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を見える化し、削減に向けた取組の伴走支援を行ったほか、セミナーの開催や設備の導入補助の実施により企業の持続的な成長へとつながる事業活動への転換を図ったところではあります。

主な成果指標の事業活動に伴う温室効果ガス排出量については、令和2年度実績の427万トン

に対しまして、現況値は令和3年度実績の403万トンとなっております。

11ページを御覧ください。

環境森林部におけるグリーン成長プロジェクト関連の令和7年度主要事業について御説明します。

1つ目の柱の「産学官と県民が一丸となって、再造林に取り組む宮崎モデルの構築」では①～④の4つの視点で取り組んでまいります。

まず、①の「再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制の充実」では、1つ目の新規事業で森林の相続に係る相談体制の強化を、3つ目の新規事業で再造林の妨げとなる灌木等の除去に対する支援等を行うこととしております。

また、②の「再造林を支える担い手・事業者の確保」では、1つ目の改善事業で林業大学校における実践的な人材育成を、2つ目の改善事業で林業現場の巡回指導や労働災害をなくすための各種研修等に取り組んでいくこととしております。

さらに、③の「林業採算性の向上を図る新技術等の実装」では、1つ目の改善事業でコンテナ苗の生産拡大を図るため、生産施設の整備や生産経費に対する支援などを行うこととしております。

最後に、④の「循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大」では、1つ目の新規事業で木材の魅力をもPRできる施設の整備を支援するほか、2つ目の新規事業で木材を活用したリノベーション等による木材需要の回復などに取り組むこととしております。

2つ目の柱の「脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現」では、事業所等への太陽光発電設備等の導入支援や脱炭素経営の実現に向けた伴走支援等に引き続き取り組んでまいりま

す。

グリーン成長プロジェクトは、昨年度、条例の制定や地域ネットワークの立ち上げなど基盤を整えたところであり、本年度は2年目の正念場となりますので、関係者と連携しながら目標達成に向けてしっかり取り組んでまいります。

12～19ページにかけましては、宮崎県総合計画アクションプランをプログラム別に分け、令和7年度における当部の主な事業を体系的に整理したものでございます。

また、20～49ページは今年度の当部の主要事業を掲載しておりますので後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上ですが、その他、報告事項が3件ございますので、それぞれ担当課長から説明いたします。

○川越環境森林課長 資料50ページを御覧ください。

第四次宮崎県環境基本計画の改定について御説明します。

「1 改定の理由」に記載のとおり、この計画は環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定しており、県総合計画の部門別計画に位置づけられております。

計画期間は令和3～12年度の10年間ですが、情勢の変化に対応するため、策定から5年後となる令和7年度に中間改定を行うこととしております。

「2 計画の概要」ですが、(1)計画期間としましては、令和8年度を初年度として令和12年度を目標年度とする5か年計画としております。

(2)主な改定内容としましては計画策定時点からの情勢の変化に合わせた修正や課題の見直し、環境指標の見直し、国の状況を踏まえた

温室効果ガス排出削減目標等の再設定を想定しております。

「3 今後のスケジュール」ですが、7月に環境審議会への諮問を行い、9月の常任委員会において素案の報告、その後、パブリックコメントを実施しまして来年2月に計画案の報告をする予定としております。

51ページを御覧ください。

第八次宮崎県森林・林業長期計画の改定について御説明いたします。

「1 改定の理由」に記載のとおり、この計画は森林・林業・木材産業の目標とこれを達成するための方策を示し、本県林政の基本方針となるもので県総合計画の部門別計画に位置づけられております。

計画期間は令和3～12年度の10年間ですが、情勢の変化に対応するため、策定から5年後となる令和7年度に中間改定を行うこととしております。

「2 計画の概要」ですが、(1)計画の期間といたしまして令和8年度を初年度として令和12年度を目標年度とする5か年計画としております。

(2)主な改定内容としましては、100年後の森林の方向性を示す「長期的に目指す森林の姿」を記載するほか「グリーン成長プロジェクト」の取組の継続性を確保すること、「林業を取り巻く情勢の変化」を踏まえた見直しを想定しております。

「3 今後のスケジュール」ですが、6月の常任委員会で基本方針の報告、9月の常任委員会で素案の報告、その後、パブリックコメントを実施し、森林審議会での審議を経た後、来年2月に計画案を報告する予定としております。

○黒木環境管理課長 資料52ページを御覧ください。

さい。

新田原基地の井戸におけるPFASの指針値超過について御説明いたします。

PFASについてであります。有機フッ素化合物の総称で1万種類以上あるとされております。水や油をはじき、熱に強いといった性質を持つことから泡消火薬剤、半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤等の幅広い用途で使用されてきました。

その一方、PFASのうちPFOS及びPFOAについては、発がん、免疫系等の関連が報告されるなど、人の健康への影響が懸念されており、国は暫定目標値及び暫定指針値として1リットル当たり50ナノグラムを設定しております。

この数値は下記の米印にありますように、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものであります。

また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、PFOSは2010年、PFOAは2021年に製造・輸入等が原則禁止となっております。

次に、これまでの経過について御説明いたします。

県は、本年2月27日に九州防衛局及び新田原基地から、基地内の専用水道用井戸2か所において暫定目標値を超えるPFASが検出されたとの情報提供を受けました。

県への情報提供が検査結果判明から20日間を経過していたことから、3月3日に県から九州防衛局に対し、速やかな情報提供や基地内井戸の追加検査等を文書で要請いたしました。

53ページを御覧ください。

その後、3月10日に環境森林部長及び福祉保健部長から、3月13日には知事から対面で九州防衛局に申入れを行い、さらに3月27日には知事が防衛省に出向き、申入れを行ったところであります。

こうした国への対応に並行して、県では暫定目標値を超えるPFASが検出された基地内の井戸からおおむね半径500メートルの範囲を含む基地周辺の水質検査を実施しており、3月17日には、検査した7地点のうち基地の敷地外の北東側の井戸1か所で暫定指針値の超過があったことを公表し、3月31日には検査した8地点の全てで暫定指針値以下であったことを公表しております。

さらに、3月31日の夕刻に基地内の雑用井戸1か所で暫定指針値を超過したとの情報提供を受け、4月7日にこれまで水質検査を行っていなかった基地の敷地外の南部や北西部の基地境界からおおむね500メートルの範囲の11地点で採水を実施し、4月17日に基地の敷地外の南東側の井戸及び北西側の井戸の計2か所で暫定指針値の超過があったことを公表したところであります。

検査結果をまとめると、令和7年2月以降、基地内3か所、基地の敷地外3か所の井戸で50ナノグラム・パー・リットルを超過したことが確認されております。

今後の対応としましては、健康被害を未然に防止するため、暫定指針値超過地点の周辺住民に対し新富町と高鍋保健所が連携して飲用指導を行うほか、超過地点の継続監視を行うこととしております。

さらに、4月7日採水の暫定指針値を超過した井戸からおおむね半径500メートルの範囲で地下水の水質検査を行い、超過範囲を確認するこ

ととしております。

○川添委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○井本委員 P F A Sの件で、2冊本を買って読んだけれども、実害の根拠が書いてない。何が悪いのかとか書いてあるけれども、実際にそういう報告はあるんですか。

○黒木環境管理課長 内閣府の食品安全委員会がまとめたP F A Sの食品健康影響評価書によりますと、例えば、疫学研究等は行われております。発がんでありましたらP F O Aについては肝臓がん、精巣がん、乳がんとの関連が見られたという報告がございます。しかしながら、ほかに関連がなかったという報告もあることから、結果的には一貫性がないということで証拠は限定的と評価がなされております。

あと、P F O Sにつきましては肝臓がん、乳がんとの関連については証拠が不十分ということで、実際どれくらいの量が身体に入ると影響が出るかというのは、確定的な知見がございませんので、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められているところです。

○井本委員 私が読んだ本でもそのような記載になっていて、根拠がない。何も根拠がないのに大騒ぎするのは不思議な世界だと思うんです。先ほどの説明の中で、2010年にP F O S、2021年にP F O Aが原則禁止と書いていたが、これも本当に根拠があってやったのか、その辺はどうですか。

○黒木環境管理課長 国際的な条約によりますとP F O S、P F O Aにつきましては毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性に要する性質を持つということで、人の健康と環境を保護することを目的に、条約で禁止の方向になったところです。

○山下委員 盛土対策課長はいますか。

○長倉環境森林部長 常任委員会では通常は県土整備部にて出席することになっております。

○山下委員 環境森林部には出席していないということですね。

先日、農業関係の現場を見に行ったところ、合理化を進めるため大区画化をしていました。里山には、田んぼ、畑があります。昔は農地が不足していたから可能な限り水資源のあるところまで開田して、切り開いていくということになったんですけれども、今は狭い農地が残っているんです。そこを大区画化するために隣の山を崩して、埋めることによって面積を広げて、山を畑地として使う。そこで埋めた土地もいい条件で広大な土地ができることで、今、そのことを現場で広げることがいいねという話をしていたんです。多分、盛土規制法にかかってくるんじゃないかという話になりました。

農政サイドでは大区画化を図って、1枚が5ヘクタールとか面積をやっつけていかないとスマート農業はできません。私は環境森林部で盛土規制法の所管して、農政サイドの今後の農業を展開していくことと盛土規制法との整合性を農政サイドの話をよく聞いて規制をどう厳しくしていくか調整してほしいと考えている。今までは、盛土規制法は環境森林部の自然環境課が所管だったと思うがどうでしたか。

○笹山自然環境課長 昨年度までは盛土規制法の窓口として当課が担当でございました。今のお話の中で、農地と山という話がございましたので、山の開発、それらが複合的にされるということでございますので、当然、私ども農政サイドと林務サイド、また、三部共管の盛土対策課と連絡会議等を設けまして情報の共有を図りながら進めていきます。当課につきましては林

地の開発ということで林地開発の窓口となっていますけれども、盛土規制法はこの法令とも関連しますので、盛土規制法だけではなくて、他法令の許可等とも連携を図りながら今後進めてまいります。

○山下委員　　こういう事案が、今からいろいろなことで出てくると思うんです。山を崩すわけですから、環境問題も出てきますので、今後の課題となります。ぜひ一緒に検討していただくとありがたいと思います。

○長倉環境森林部長　　補足ですけれども、盛土対策課は公共三部共管ということで新設されましたが、構成としては、土木職と農業土木職、それと林業職と事務職が集まって構成されており、それぞれの県土整備部、農政水産部、環境森林部とも連携を取った形で進めていくことで組織体制づくりをしておりますのでしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○山下委員　　県土整備部が中心になると思うけれども、河川のしゅんせつについては、今までは谷に埋めて盛土規制法との整合性をとっていたんですが、今度は山を崩して農地で使う。こういう問題が出てくるかと思っておりますので、その辺のことをお伝えしておこうと思いました。

○前屋敷委員　　先ほどのPFAS、PFOSに関連ですけれども、これまで全国的に基地周辺でPFAS問題が起きているのは情報で聞いていたところです。宮崎県でも新田原基地周辺でPFASの指針値超過ということで、実害が出ていないということですが、長期にわたってみないと、人体に影響があるのか結果は出てこないかなと思うんです。そこに至るまでに早く手を打つことが大事です。

危険性は指摘されているので、まずは、原因がどこなのか調査する。難しいというお話は聞

いているんですけれども、そこが分かれば手が打てます。かなり苦労も要るかとは思いますが、できる限り原因を特定して対処することに努めてほしいです。

それから、半導体の反射防止剤も挙がっていて今後の課題にもなると思うので、徹底した原因究明、努力していただきたいと思います。

○井本委員　　延岡市は急傾斜地が多くて家を建てるにも苦労する。急傾斜の指定は、県土整備部かと思うが、治山の場合とかあると思う。そのときの見極めや基準はどうなっているのか。

○笹山自然環境課長　　人家裏ということになりますと、急傾斜地ということで県土整備部の管轄が多いと思いますけれども、森林の場合につきましては保安林でそういう治山施設は施工可能でございます。

また、今、言われたような県土整備部でやるのか環境森林部でやるのかということにつきましては、梅雨時期前に雨が降る時期の前に危険地区の点検を各出先で行ってございます。これは市町村も入れまして、県土整備部、環境森林部と可能性とかを入れて現地の危険地区を見て回ります。そのときの情報共有や事業を実施する際の連携などを図りながら取り組んでいっているところでございます。

○井本委員　　はっきりした基準は別にないわけですか。

○笹山自然環境課長　　治山の場合は山地災害危険地区を設けるということで、そのエリアに入っているのか、土木の場合は急傾斜地というエリアに入っているのかが一つの基準になっています。

○井本委員　　急傾斜地の場合は、そちらは対象外と考えてもいいんですか。

○笹山自然環境課長　　急傾斜地区になりますと

県土整備部の急傾斜ということで、治山が入ることはございません。

○井本委員 そうなると急傾斜だけれども一軒家になるとどこも対象にならない。何かいい方法はないんですか。

○笹山自然環境課長 先ほど危険地区内でも言われたように土木と環境が重複するところもございしますが、明確なものがございませんので、今年度から県土整備部の会議に出向きまして私どもが危険地区等の説明をしながら、そこも調整しながらやっていくところです。

○井本委員 治山事業の予算はどれくらいあるんですか。

○笹山自然環境課長 令和7年度は、19億円余です。

○二見委員 森林・林業長期計画のスケジュールで、基本方針の説明があるけれども不安があります。主な改定内容に「長期的に目指す森林の姿（100年後の森林の方向性）」を記載しているけれども、これは中間改定時に記載するようなことなのかなと思います。基本的に中間改定でやるべきことかなという素朴な疑問があります。この文言を記載するに至った理由を教えてください。

○川越環境森林課長 森林につきましては、例えば、戦後、拡大造林で山頂付近まで人工林になっているところがあります。今後、経済的な利用をしていくのかという疑問が従来からずっと持たれていたこともございまして、ほかの県の動きとかを見ていると、経済的に利用していくところと環境面で利用していこうというところを区分しているような県も出てきていることから、今回、中間改定では、そういったところを県としてもある程度示したほうがいいのではないかと議論した結果、今回の中間改定に合

わせて、そのあたりを一定程度示せたらと思っているところです。

○二見委員 森林所有者の情報はどこが持っているのでしょうか。今、県だけでなく市町村においても管理するようになりましたよね。森林組合、所有者の団体とかがあったりするわけなんですけれども、例えば、どこの誰がどれだけの面積をどこに持っているとか、そういった情報はどこか一元的に全体を把握、管理している部署や団体は何かあるのですか。

○川越環境森林課長 市町村、県も森林台帳を活用できることになっております。

○宮川森林経営課長 森林所有者情報につきましては、県のほうで森林簿を管理していますのでそちらで管理しているところがございます。また、市町村におきましては、林地台帳を整備して、そちらでも情報を管理しています。

○二見委員 それぞれが持っている情報の整合性が取れているのかなと思います。百年の計として、世代で考えると100年は4世代分です。現在においてさえ相続関係で所有者が分からなくて、非常に困っている案件もたくさんあります。所有者関係の整理、地形とか環境的な面からゾーニングしたほうがいいのではないかという話はよく分かるんです。本気でこれをやる時に、その下準備がしっかりできているのかなと思います。その先をしっかりと実行していただくの100年計画のうち10年計画を10本入れた上で出来上がるというぐらいの見通しを持ってこの中間改定に至っているのかというところが非常に不安に感じたんです。決して悪いことをやろうとしているわけではないのは分かるんですけれども、実際に実行していく中で、いろいろな壁にぶち当たっていくだろうというのが分かる中で、しっかり準備ができているのかという

ころです。今後の様々な審議をする中で、いろいろな意見も出るでしょうし、現場の方々の意見もあると思います。

これは所有者が相続関係でどんどん変わっていくというのが前提の話です。今、相続の場合は、国有林は寄附になるんですかね。国有林化するとか、いろいろな手法があると思います。県民が情報を持ちながらそういう経済的に向いた林地なのか、環境面に向いた林地なのか、それぞれの所有者が今の段階で考えながら次の世代につなげていく。

今の私たちがもし木を植えるとしたら、孫のときに活用される材です。だから、林務からしっかり県民に対して情報提供しながら、また、広報啓発しながらやっていく必要があると思います。林業に従事されている方だけで判断される問題ではないと思うんです。一般の人たちが絡んでくる話なので、そこ辺までよくご検討いただいて今後進めていただきたいと思います。

○川越環境森林課長 今後、長期計画を策定する過程で、市町村もしくは林業関係者と意見交換をする場面がございますので、そういったところでしっかり議論しながら計画を作りたいと考えております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 以上をもって環境森林部を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時58分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

一般の臨時会におきまして、私どもが環境農

林水産常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の川添博でございます。一言御挨拶を申し上げます。

農業県としての宮崎県は、昨今、米価高騰、米不足問題もありますけれども、農業、水産、様々な分野におきまして、担い手対策等、それから畜産振興等、課題は山積だと認識しております。県議会、この委員会と執行部の皆さんと両輪でしっかりと県政を前に進めていきたいと考えておりますので、御協力方よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、小林市・西諸県郡選出の沖副委員長でございますが、本日、所要により欠席となっております。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の山下委員でございます。

都城市選出の二見委員でございます。

宮崎市選出の野崎委員でございます。

延岡市選出の井本委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の黒木主事でございます。

副書記の前鶴主任主事でございます。

次に、部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○児玉農政水産部長 農政水産部長の児玉でございます。

一点御報告がございます。家畜伝染病の豚熱感染事例についてであります。

4月11日に都城市において、野生イノシシの豚熱の感染が確認されております。

感染事例確認の箇所から半径10キロメートル

圏内を中心に、宮崎県トラック協会、宮崎県猟友会などの協力を得ながら、経口ワクチンの配布を4月16日から開始しまして、17日に完了しております。

詳細につきましては、後ほど御説明いたしますけれども、重要なことは、養豚農場へのウイルスの侵入防止対策でございまして、防護柵の点検、それから農場に入る車両や人の消毒など関係者一体となり、いま一度高い意識を持って防疫対策の徹底に取り組んでまいります。

さて、川添委員長をはじめとする各委員の皆様には、日頃から本県の農水産業の振興に御指導、御支援をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

本県の農水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、物価高騰の長期化等に加え、先ほど申し上げました豚熱発生、また、国際情勢に目を向けますと、韓国での口蹄疫の広がり、アメリカの関税措置など、生産者の経営に不安を与える状況が続いております。

農政水産部としましては、このような課題にしっかりと対応しながら、将来を見据え、より生産力が高く、強靱で持続可能な農水産業を実現してまいりたいと考えております。

そのため、現場の声に耳を傾けながら、職員一丸となってスピード感を持って対応してまいりる所存であります。

委員の皆様には、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

常任委員会資料2ページを御覧ください。

本日は、6項目、御説明をいたします。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

まず、当部の幹部職員を御紹介いたします。

まず、総括次長の原田でございます。

県参事兼技術担当次長の柳田でございます。

畜産局長の林田でございます。

農村振興局長の戸高でございます。

水産局長の西府でございます。

農政企画課長の梶原でございます。

団体指導検査課長の田村でございます。

農業流通ブランド課長の押川でございます。

農業普及技術課長の吉野でございます。

農産園芸課長の白石でございます。

畜産局畜産振興課長の鴨田でございます。

家畜防疫対策課長の坂元でございます。

4ページ目をお開きください。

農村振興局農村計画課長の井上でございます。

農村整備課長の山内でございます。

担い手農地対策課長の堀ノ内でございます。

水産局水産政策課長の西田でございます。

漁業管理課長の安田でございます。

漁港漁場整備室長の宇治橋でございます。

工事検査課工事検査監の永野でございます。

総合農業試験場長の下田でございます。

畜産試験場長の水野でございます。

県立農業大学校長の戸高でございます。

水産試験場長の大村でございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

農政水産部の行政組織についてであります。

本庁につきましては、14課1室で構成されており、農水産業を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、畜産局、農村振興局、水産局の3局体制で取り組んでおります。

出先機関につきましては、6つの農林振興局及び西臼杵支庁において業務を推進するとともに、農業・畜産・水産分野の試験研究機関や教育機関、家畜衛生の向上を担う家畜保健衛生所等を設置しております。

6ページ目を御覧ください。

令和7年度農政水産部予算の基本的な考え方

についてであります。

(1) にありますとおり、国は、食料・農業・農村基本法を25年ぶりに改正し、今後5年間で農業構造の転換を集中的に実施することとしております。

また、物価高騰の長期化等による生産者の経営への影響を踏まえ、生産性の向上に加え、持続性の高い農水産業への転換が急務となっております。

そのため、(2) の①のとおり、今年度で中間年を迎える農業と水産業それぞれの長期計画の着実な推進に取り組んでまいります。

また、②の農水産業の生産性と持続性を両立し、さらなる成長を実現する「グリーン成長プロジェクト」の展開により、我が国の食料安全保障の確保を支える食料供給基地としての役割を果たすための予算として編成いたしました。

7ページを御覧ください。

ここでは、農業と水産業のそれぞれの長期計画の施策体系に沿った重点的な取組を整理しております。

(1) の農業・農村振興長期計画では、3つの視点で各種施策を展開いたします。

①では、新規就農者や外国人などの多様な雇用人材の確保等に向けた取組の推進、②では、生産技術の高度化や輸送体制づくりにより、生産・流通・販売が一体となった取組の推進、③では、持続的な農山村づくりに加え、自然災害や家畜防疫などの様々なリスクに対応した取組を推進いたします。

(2) の水産業・漁村振興長期計画では、4つの視点で各種施策を展開いたします。

①では、新規就業者への支援や漁業のスマート化の取組の推進、②では、高収益型漁業への転換や輸出バリューチェーンの構築等への取組

の推進、③では、水産資源の適切な管理に加えて、漁場の管理保全に向けた取組の推進、④では、漁港の津波・地震対策の強化や安全操業支援等を推進いたします。

8～9ページには、それぞれの長期計画の施策の体系に沿った新年度の予算の主な事業を整理いたしております。

10ページを御覧ください。

日本一挑戦プロジェクトのうち、真ん中の列の「グリーン成長プロジェクト」についてであります。

「取組の柱と方向性」の2にありますとおり農水産業分野におきましては、地域資源を最大限活用する宮崎らしい循環型農水産業の構築を目指します。具体的には、下段の一番下にありますとおり、粗飼料自給率100%などを主な指標に掲げ、取り組んでいるところです。

11ページには、プロジェクトを進めるための主な関連事業を整理しておりますので、御覧いただければと思います。

12ページを御覧ください。

令和7年度の農政水産部の当初予算案は、一般会計と特別会計を合わせた全体で、表の「令和7年度当初予算額」の列の一番上の欄にありますとおり、434億5,859万9,000円であります。このうち、一般会計は、そのすぐ下にありまして432億8,507万4,000円、特別会計は、表の下から2番目にありまして1億7,352万5,000円であります。

13ページ以降におきまして、各課の主要な新規・重点事業について記載しております。

説明については省略させていただきます。

この後、その他報告事項3件を関係課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○梶原農政企画課長 資料33ページをお願いいたします。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画、後期計画の策定についてです。

まず、(1)にありますとおり、当計画は、本県農業・農村の持続的発展に向けた総合的かつ中長期的な方向性を示す計画でありまして、県総合計画の農業・農村部門における部門別計画であるとともに、国の食料・農業・農村基本法に基づきまして、国との適切な役割分担を踏まえた本県独自の計画として位置づけております。

今年度は10年間の計画の中間年度に当たりますことから、社会情勢の変化等を踏まえ、後期計画を策定することとしております。

(2)の計画期間は、令和8～12年度の5年間としております。

(3)の策定方法についてです。今後、県農政審議会に諮問しまして御審議いただくとともに、市町村や農業団体、農業者等との意見交換を行ってまいります。

また、(4)のスケジュールにありますとおり、適宜、県議会の皆様にも御報告いたしまして、御意見を賜りまして、最終的には2月議会で議案として提案を予定しております。

○西田水産政策課長 資料34ページを御覧ください。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の策定について説明いたします。

まず、(1)の策定理由ですが、当計画は、本県水産業・漁村の持続的発展に向けた総合的かつ中長期的な方向性を示す基本指針となる計画であり、県総合計画の水産業・漁村部門における部門別計画として位置づけられています。

農業・農村振興長期計画と同様、今年度は計

画の中間年度に当たることから、社会情勢の変化等を踏まえ、後期計画を策定します。

(2)の計画期間は、令和8～12年度までの5年間です。

(3)の策定方法につきましては、県水産業・漁村振興協議会において意見を聴取するとともに、市町村、漁業団体、漁業者等との意見交換などを行います。

また、(4)のスケジュールにありますとおり、策定作業の進捗に応じて県議会に報告するとともに、2月議会で議案の提案を予定しております。

○坂元家畜防疫対策課長 資料35ページを御覧ください。

野生イノシシにおける豚熱感染事例についてであります。

1の概要と経過につきまして、4月11日に野生イノシシでの豚熱感染が県内で初めて確認されたことから、翌12日に緊急防疫会議を開催するとともに、国の専門家や県猟友会を交えた現地確認による助言を基に、野生イノシシに対する豚熱経口ワクチンの散布実施計画を作成し、4月16日の午後から1回目の緊急散布を実施し17日に完了しております。

36ページを御覧ください。

2のこれまでの対応状況については、(1)の捕獲の強化として、ハンターマップへ感染確認区域を落とし込み、県猟友会へ捕獲に係る協力を依頼しております。

(2)の豚熱サーベイランスの強化として、4～7月を強化月間とし、毎月60頭を目標にPCR検査を実施しております。

(3)の捕獲イノシシのジビエ利用の制限として、県内全てのジビエ処理施設への情報提供とともに、必要に応じた指導を実施しております。

す。

(4)の経口ワクチンの緊急散布として、県猟友会と市町にも協力をいただきながら、延べ84人体制でワクチンを散布したところです。

3の今後の対応としましては、全農場に消毒薬を配布することとし、経口ワクチンの2回目の緊急散布を1回目の1か月後に予定しております。

さらに、県民への啓発をテレビやラジオなどを活用して広く周知することとしております。

37ページを御覧ください。

23日の知事定例会見やSNSで、県民の皆様へ呼びかけを行っております。

まず、農場への豚熱ウイルス侵入防止のお願いということで、養豚農場の皆様へ、防疫の基本についていま一度立ち返っていただくよう呼びかけをしております。

38ページを御覧ください。

次に、豚熱ウイルス拡散防止のお願いということで、今後、ゴールデンウィークなどあることから、仕事やレジャーで山へ立ち入る皆様への呼びかけと、人への影響について、冷静な対応の呼びかけをしております。

○川添委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○井本委員 実際、豚が豚熱に感染したら、全て屠殺するのか。

○坂元家畜防疫対策課長 委員のおっしゃるとおりで、農場で発生した場合は、その農場で飼養される全ての豚について殺処分を行うこととなります。

○二見委員 宮崎県での対応は分かるんですけども、山はつながっているので隣県等の対応はどうですか。宮崎県だけでやっても、なかなか難しい話でもあるだろうと思うんです。とは

いえ、どこの範囲までする必要があるのかとか、結構悩ましい問題と思うんですけども、そこ辺はどういう状況でしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 今回の豚熱陽性確認を受けて、本県がワクチン散布推奨地域に指定されております。鹿児島県、熊本県は指定されておられません。

今回、散布に当たっては、これまで準備してきていたのですけれども、事前に県の猟友会の皆様の御助言をいただきながら、散布地点を全県的に約600か所選定して、そこを中心に散布を行っております。また、散布前に専門家の現地調査がありまして、今回、陽性が確認された地域を見ますと、あまりイノシシがいないと判断されまして、広域に散布する必要がある。それと、高速道路、国道とか、そういったものを防疫ラインとして有効活用すべきだということについて御助言がありましたので、より効果ある散布方法を速やかに実施したところでございます。

○二見委員 どうやって宮崎県に侵入したのか分からないわけですよ。そこ辺が分からないということは、対策としても、その効果が難しいと思いました。都城市の霧島山を囲む環霧島会議で言われたのは、例えば、宮崎県側が一生懸命イノシシや鹿を駆除したとしても、鹿児島県側で駆除しないと、イノシシや鹿というのは移動する。少なくなったところに餌が増えれば、そこに移動するということでした。自然の流れというものもあると思うので、うまく協力するところは協力していかないと、防ぐのも難しいだろうし、本当に防ぎ切るかどうかというのは悩ましい問題でもあると思います。

○山下委員 豚熱の件について、委員が変わったので、家畜防疫対策課は、県内養豚農家の豚

はワクチンが全て打ってあることを正しく説明しておかないと不安です。農場にいる豚が感染したら殺処分ですが、ワクチンの体制は取っているの、その辺はちゃんと説明しておかないと分からない。九州は以前、佐賀県で感染したことからワクチンを打っているの、皆さんに正しく説明してください。

○坂元家畜防疫対策課長 今、委員がおっしゃったとおり、農場においては、佐賀県で豚熱が確認された以降、ワクチン接種を全頭行っております。そのワクチンは非常に効果があるワクチンですので、防御に有効ではあるけれども、ワクチンは万全ではございません。ワクチンを適時適切に接種することに加えて、ウイルスの侵入防止対策、野生イノシシを介して侵入させない、あるいは車、人、物、そういったもので侵入させないための消毒の徹底を、今回強く指導を行っているところです。

また、通常、ワクチンを打っていないと移動制限区域とか搬出制限区域とか設定するんですけども、今回、農場でワクチン接種をしているということから、また、イノシシでの陽性事例ということで、制限円は設定されない。その結果、周辺の農場の移動とか、あと、そのエリアに例えば、食肉センターとかがあっても、影響はないということになります。

○井本委員 経口ワクチンなので、口からワクチンを入れるんですか。

○坂元家畜防疫対策課長 今回の経口ワクチンは、野生イノシシに対して免疫を与えるものであって、4センチ角ぐらいのトウモロコシのパウダーで固めたようなものにワクチンのカプセルが入っておりまして、それをイノシシがかむことで、そのカプセルを破ってワクチンが口の中から入るといったものになります。一方、農場

での豚へのワクチンについては、注射によるものでございます。

○山下委員 イノシシが見つかったところの周辺に4,000個ほど、ワクチンを散布したということでした。それをイノシシが食べたのか、例えば、タヌキや鹿とかが食べる可能性もあると思うけれども、その後の追跡調査はしているのでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 ワクチンの効果につきましては、抽出して、その捕食状況を確認しております。その状況を見ますと、かなりかなり痕跡やカプセルが残っている。あるいは、もうそのものがないのが結構広域に確認されております。ただ、それがイノシシ以外のものなのか、ほかの野生動物なのかという区別は難しいところはあります。ただ、そういったワクチンがないところの周辺にイノシシの足跡があったり、イノシシが通った形跡がありますので、我々としては、イノシシがかなりそのワクチンを接種したものと考えております。

○二見委員 関連して、例えば、豚が豚熱のウイルスに感染した場合、どれくらいで発症するのか。あと、我々も新型コロナでかなり勉強しましたけれども、飛沫感染や糞からもウイルスが出たりすると思います。イノシシは関連だろうけれども、ほかにそういう感染を拡大させる動物がいるのかと、どれくらいでウイルスが死滅するのかとか、どれくらい把握しているのですか。

○坂元家畜防疫対策課長 本県は豚での発生はありませんが、他県の状況を見ますと、ワクチンを農場で接種しているものの、ワクチンの抗体が低下しているようなところ、あるいは、ワクチンを接種する前に、哺乳豚とか、そういったところで発症する事例が多いです。我々とし

ましては、ワクチンを適時適切接種することで、そういった空白がないように検査しつつ、指導を行っているということになります。

あと、野生動物がどれだけ持ってくるかということですが、それについては、イノシシが、水浴びする場所等で、ほかの野生動物と接触があり、そういったものが物理的に付着させて侵入し、農場の近くまで来てしまうと、そこから豚に感染してしまうということが考えられます。最後に、ウイルスは空気中にあると想定して、それを豚舎内や豚の体内に入れたい対策をすることが大事だと考えております。

○二見委員 ウイルスの研究は、あまり進んでいないという感じですか。ワクチン対策や防御対策はあるにしても、ウイルスの研究は、どういふものなのかということなんです。例えば、人間が感染したとしても、すぐ発症しないわけで、ウイルスが体内に入ったことによって、細胞分裂してウイルスがどんどん増殖し、ある一定量を超えたときに発症する。個体差もあるわけですが、発症するレベルになったときに、人に移してしまうというレベルになってくると思います。ウイルスについて、潜伏期間がどれくらいになるのかとか、飛沫なのか、糞尿なのかとか、感染経路の検証や研究が、どれくらい進んでいるのかということをお聞きしたんです。

○坂元家畜防疫対策課長 感染経路としましては、飛沫であり、尿中とか排泄物にウイルスが存在して、それで感染してしまいます。また、ウイルスの生存率について、過去には、豚熱の発生がありましたので、研究自体はしっかりとやられていると思いますが、私が今は、持ち合わせていない状況です。

○二見委員 大事なことだと思います。そこら

辺のことを分かった上で対策が出てくるわけです。我々も勉強しないといけないと思うので、もしそういう情報があるのであれば、ぜひ教えてほしいと思います。よろしくお願いします。

○坂元家畜防疫対策課長 ウイルスの生存状況ですが、ほかのウイルスと同様に、環境中では大体4日から2週間ぐらい生存すると言われております。

○井本委員 米問題を教えてください。幾ら国が放出しても米の価格が下がらないので、私も情報収集している。農協が半分ぐらい占めるのが一番いけない。私も分からないので、実際その辺のところはどうなのかと思います。なぜ価格が下がらないのでしょうか。

○白石農産園芸課長 現在、国が21万トン備蓄米を放出しまして、その効果が出るのかというのを国民が固唾をのんで待っている状況かと思っています。流通関係者に話を聞きますと、備蓄米の倉庫は5年保管するような倉庫でございまして、例えば、一日に出荷できる量が10トン車で10台ぐらいしか出せないなど、そういうような状況もございまして、なかなか21万トンを右から左というような状況にはなく、一部は末端の小売店まで販売されている状況がありますけれども、多くはまだその状況にないことをお伺いしております。

それから、これからの見通しですが、7月まで備蓄米の放出を続けるということ、さらに、今の77万トンのMA米以外に、その枠外で、民間輸入ということで、枠外で高い関税を払って輸入しているような状況もあります。そういったことが徐々に効いてくるのではないかと考えているところでございます。

○川添委員長 ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時38分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

ここで、4月17日に行われました委員長会議の内容について、御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、タブレット資料3ページをお開きください。紙資料は1ページになります。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に、原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次のページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求については、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容であります。

(8)の常任委員長報告の修正申入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合は委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材

は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決等も含め原則公開となっております。

次のページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等は、委員会では内部審査機関であり、対外的な権限を持つものでないため、後日、回答する等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査ですので、単独行動による発着は、できる限り避けるというものであります。

4点目ではありますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ、県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

次のページをお開きください。

(15)の委員会におけるパソコン等の使用についてです。詳細はタブレット資料12ページ、紙資料10ページにありますので、後ほど御確認ください。

(16)のオンライン委員会の運営についてです。詳細はタブレット資料13～16ページ、紙資料11～14ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、お目直しをお

願いたいと思います。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いします。

確認事項等について、何か御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

次に、今年度の委員会調査など活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。

タブレット資料19～20ページになります。

活動計画（案）にありますとおり、県内調査を5月に、県外調査を7月に実施する予定であります。こちらの日程については、昨年度2月の幹事長会議にて決定した日程のとおりとなります。

初めに、県内調査についてであります。県南調査、県北調査それぞれの行程案を事前に作成しましたので御覧ください。

タブレット資料は、21ページ以降を御覧ください。

加えて、資料として県内調査、調査候補地の概要と、過去5年分の環境農林水産常任委員会調査の実施状況も配付いたしておりますので、併せて御覧ください。

県内調査につきましては、何か御意見、御要望等はございませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

次に、7月に予定されております県外調査につきまして、御意見、御要望がございましたらお願いいたします。何かあれば、この場で伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時49分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査及び県外調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ほかに何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前11時50分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 川 添 博

